

平成26年7月11日

総務省九州管区行政評価局

「国立公園における九州自然歩道の管理等に関する行政評価・監視」 の結果に基づく改善措置状況

総務省九州管区行政評価局（局長：杉山茂）は、九州管内に所在する国の行政機関や特殊法人等を対象として、独自に調査テーマを設定し、現地的に改善の必要がある行政上の課題について調査を行い、関係機関に対して改善を求めることとしています。

当局は、国立公園内の九州自然歩道利用者の安全確保、利便向上を図る観点から、平成25年12月から26年3月にかけて、歩道・施設の維持管理状況等を調査し、26年3月26日に国立公園内の九州自然歩道を所管する環境省九州地方環境事務所に対して所見表示を行っています。

これに対して、環境省九州地方環境事務所から、改善状況についての回答（平成26年6月26日）があり、公園施設巡視のための点検実施要領の改訂、関係自治体に対する施設の補修等の要請、緊急情報の提供など自然歩道利用者の安全確保対策や情報提供などの改善措置が講じられています。

また、今回の回答の6か月後には、その後の改善措置状況について、さらに、回答を求めることとしています。

[本件照会先]

総務省九州管区行政評価局

第一部第3評価監視官室

担当：高實（たかざね）祐一

電話（代表）：092-431-7081 FAX：092-431-7085

Eメール：ksy13@soumu.go.jp

項目1 九州自然歩道、標識等の維持管理の適正化

【調査結果】

(阿蘇くじゅう、霧島錦江湾の2国立公園内の自然歩道304kmのうち、40km(公共標識184本)を現地調査)

- ① 安全及び利便確保が不十分(歩道の崩落、階段の破損、案内標識未設置・倒壊等86事例)
- ② 巡視点検・補修が未実施(2年間以上巡視を未実施、巡視点検をしているが要補修箇所に対応等)

【所見表示(ポイント)】

- ① 歩道・案内標識等の改善・整備
- ② 巡視・点検の的確な実施

【改善措置状況】

所見表示を踏まえ、九州地方環境事務所は、

- ① 自然保護官事務所に改善を指示するほか、自然歩道を管理する関係自治体に安全・利便確保が不十分な箇所について、改善を要請(86事例中、11事例改善済み。残り75事例は改善調整中)
- ② 同所における巡視点検の的確な実施のため、「点検要領」を改訂し、施設の位置が特定できる図面の携行や要補修箇所の点検等を規定

【主な改善事例】 (結果報告書別冊事例表P4参照)

<改善前>



歩道に釘がむきだしのままの丸太が放置され歩行に支障

<改善後>



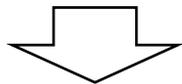
当該丸太を除去

項目2 利用者に対する提供情報の充実等

【調査結果】

(九州地方環境事務所は「九州自然歩道ポータルサイト」上で、自然歩道のルート情報「ハイカーズマップ」や、立入規制等の情報「緊急情報」などを提供)

- ① ルート表示が「ハイカーズマップ」と国土地理院作成の地形図とで異なる(26か所)
- ② ルート表示方法が九州各県で区々であるなど、利便確保が不十分
- ③ 「緊急情報」において、土砂災害や崩落等で通行できない等の情報や、噴火のおそれがある新燃岳の立入規制の最新情報が未提供



【所見表示 (ポイント)】

- ① 「九州自然歩道ポータルサイト」におけるルートの正確な表示(地形図の確認・国土地理院への修正要請の実施)
- ② ルート表示の統一化など利便性の確保
- ③ 「緊急情報」の充実、最新情報の提供



【改善措置状況】

所見表示を踏まえ、九州地方環境事務所は、

- ① 関係自治体に対し地形図の確認を要請。その結果に基づき、国土地理院に地形図の修正を申告し、ルート表示の改善を予定
- ② 表示改善のため、環境省本省に予算要求
- ③ 新燃岳の規制に係る最新情報を提供

(参考)

新燃岳に係る規制の最新情報の提供

<改善前>

KYUSHU NATURE TRAIL
九州自然歩道ポータル

九州地方環境事務所 > 九州自然歩道ポータル > 緊急情報

霧島山(新燃岳)の火口周辺規制について(更新情報)

2012年7月26日
九州地方環境事務所

霧島山(新燃岳)の火口周辺規制について(更新情報)

平成24年6月26日の霧島山(新燃岳)の噴火警報において、警戒範囲が3kmから2kmに縮小されました(噴火警戒レベル3は継続)。
この警戒範囲の縮小を受け、平成24年7月15日から、以下の登山道の規制が解除されました。

【規制が解除された登山道】
えびの高原～韓国岳間、大涼池周辺、高千穂河原～高千穂峰間の登山道。なお、高千穂峰登山道については、これまでの噴火による火山灰の堆積等で歩行しにくい箇所もありますので、ご注意ください。



<改善後>

KYUSHU NATURE TRAIL
九州自然歩道ポータル

九州地方環境事務所 > 九州自然歩道ポータル > 緊急情報

霧島山(新燃岳)の火口周辺規制について(更新情報)

2014年5月13日
九州地方環境事務所

霧島山(新燃岳)の火口周辺規制について(更新情報)

平成25年10月22日に霧島山(新燃岳)の噴火警戒レベルが2に引き下げられ、新燃岳火口から半径1キロメートル以内立入禁止(以前は2キロメートル)となっております。
なお、これまで立入規制のかかっていた登山道については、噴火の影響等によってまだ安全が確保できていない状況のため、各歩道管理者により通行止めの措置が継続されていますのでご注意ください。登山道の利用可否については、霧島トレッキングマップをご確認ください。
[霧島トレッキングマップ](#)(霧島市HP)

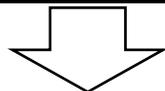
[このページのトップへ](#)

項目3 ビジターセンターの休憩・避難機能等の充実

【調査結果】

(ビジターセンターは、自然公園の案内・情報提供のほか、利用者の休息や災害時の緊急避難場所としての機能を有し、環境省は、九州内の国立公園内に7センターを設置。このうち、3センターを調査)

- ① 建物内に休息用のベンチ、テーブルやスポット暖房が未設置
- ② 緊急時の非常用電源が未設置で、災害時の避難対策が不十分



【所見表示（ポイント）】

- ① 休憩設備の確保、暖房の配置など休憩施設の充実
- ② 災害時に対応する非常用電源の確保

【改善措置状況】

- 所見表示を踏まえ、九州地方環境事務所は、
- ① 休憩施設について、利用者の利用状況や要望などの聞き取り調査の実施を検討
 - ② 災害時のための非常用電源の設置に向けて、環境省本省に予算の追加配分を要求予定

所見表示等・回答対照表

(実施局所名：九州管区行政評価局)

行政評価・監視名	国立公園における九州自然歩道の管理等に関する行政評価・監視				
通知先	九州地方環境事務所	通知年月日	平成 26 年 3 月 26 日	回答年月日	平成 26 年 6 月 26 日
所 見 表 示			回 答 (改 善 措 置 状 況)		
<p>1 九州自然歩道、標識等の維持管理</p> <p>九州地方環境事務所は、国立公園内の九州自然歩道の利用者の安全及び利便の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 国執行区間については、自然保護官事務所に対して、施設の設置位置等を記載した位置図の作成及び活用並びに実施要領の点検項目等を活用した巡視等の実施を指導し、巡視により把握した要補修事例等についての的確な対応を実施する仕組みを整備すること。</p> <p>② 県執行区間については、県と協議を行い、当局の指摘事項等の計画的な改善を図るとともに、公共標識の維持管理の視点も踏まえた定期的な巡視を実施するよう県に要請すること。</p>			<p>○ 『九州地方環境事務所国立公園等事業点検実施要領』を平成 26 年 6 月 16 日付けで改訂し、直轄施設の巡視・点検に当たっては、施設の位置が特定できる図面等を携行することとし、その旨関係自然保護官に周知した。また、巡視により把握した要補修事例等についての的確な対応を実施する仕組みについては、上記要領において、点検フローとして定めているところであり、今後もこれに基づいた点検を徹底していくこととする。</p> <p>○ 九州管区行政評価局から指摘のあった要改善事例（12 事例）について、くじゅう自然保護官に改善を指示し、6 月 26 日現在で 8 事例は改善済み、予算措置が必要な 3 事例については、未改善となっている。未改善の事例については、予算の目処がたち次第速やかに改善することとする。</p> <p>なお、1 事例については、大分県執行区間に含まれることが明らかになったため、大分県に対し、平成 26 年 6 月 2 日付け「国立公園における九州自然歩道の管理等に関する行政評価・監視の結果への対応について」において事務連絡し、事例改善に向けての検討及び対応内容の報告を行うことを要請した。</p> <p>○ 県が事業を執行する区間において、九州管区行政評価局から指摘のあった要改善事例については、平成 26 年 6 月 2 日付け「国立公園における九州自然歩道の管理等に関する行政評価・監視の結果への対応について」において事務連絡し、該当する熊本県、大分県及び鹿児島県に対し、事例改善に向けての検討及び対応内容の報告を行うことを要請した。</p> <p>6 月 26 日現在、全ての県から報告を受けており、改善済みであるのは、熊本県の要改善事例 33 例のうち 3 事例となっている。</p> <p>また、九州自然歩道の適切な維持管理、安全点検の実施については、平成 26 年 6 月 2 日に関係各県に要請した。</p>		

③ 公園事業未執行区間については、適切な管理がされるよう事業の執行について関係県等との協議（調整）の上、利用者の目線に立って案内標識等の整備に努めること。

2 利用者に対する情報提供の充実等

(1) ルートの正確な表示

九州地方環境事務所は、九州自然歩道の利用者の安全を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 当局の調査結果を踏まえ、九州自然歩道のルートの表示と地形図が異なっていないかの確認を各県に求め、「ハイカーズマップ」の表示が誤っている場合には、速やかに修正するとともに、地形図が誤っている場合には、県と調整の上、国土地理院九州地方測量部に修正を申請すること。

② 今後、九州自然歩道のルートの変更、廃止等が行われた場合には、国土地理院九州地方測量部に対し、速やかに情報提供を行うこと。

(2) 「緊急情報」による情報提供の充実

九州地方環境事務所は、九州自然歩道の利用者の安全を確保する観点から、必要により、県等と協議の上、次の措置を講ずる必要がある。

① 九州自然歩道ポータルサイトに掲載する「緊急情報」の掲載方針を定めた上で、土砂災害等の大規模災害等によって通行止めとなった区間など、九州自然歩道の利用者にとって重要な情報については、県等から広く情報収集し、同ポータルサイトに掲載すること。

② 掲載した「緊急情報」について、掲載内容に変更があった場合には速やかに更新を行い、常に最新の情報を利用者に提供すること。

(3) サイト利用の利便性の向上

九州地方環境事務所は、利用者の安全確保及び利便性向上の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

○ 九州管区行政評価局から指摘のあった霧島錦江湾国立公園霧島地域及びそのほかの公園事業未執行区間における事業の執行については、利用者と管理者の連携の場である九州自然歩道フォーラムの集まり等を通じ利用者の意見・要望を把握し、未執行区間の所在する県と協議を行い、調整を進める予定である。

○ 九州自然歩道ポータルサイトのハイカーズマップにおける九州自然歩道のルートの表示と国土地理院地形図における九州自然歩道の記載が異なっていないかについて、平成 26 年 6 月 2 日付け事務連絡「国立公園における九州自然歩道の管理等に関する行政評価・監視の結果への対応について」において、関係各県に対し確認を要請し、報告結果については、当事務所でとりまとめて、とりまとめ後速やかに国土地理院九州地方測量部に修正の申告を行うことを予定している。

6 月 26 日現在、全ての県から回答があり、長崎県 1 か所、熊本県 13 か所、福岡県 3 か所、佐賀県 9 か所、宮崎県 3 か所で修正が必要との報告を受けている。

○ 今後、九州自然歩道のルートの変更、廃止等が行われた場合には、各県から国土地理院九州地方測量部に対し、速やかに情報提供を行うことを上記事務連絡において要請した。

○ 平成 26 年 6 月 2 日付け事務連絡「九州自然歩道ポータルサイトに掲載する情報について」において、掲載情報について整理し、関係自然保護官及び県に通知するとともに、土砂災害等の大規模災害等によって通行止めとなった区間など、九州自然歩道の利用者にとって重要な情報については、速やかに連絡をするよう県等に要請した。

○ 九州管区行政評価局から指摘のあった事例については、平成 26 年 5 月に、最新の「緊急情報」を掲載した。

また、当事務所では、今後、掲載した「緊急情報」について、掲載内容に変更があった場合には速やかに更新を行い、常に最新の情報を利用者に提供することとする。

- ① 「ハイカーズマップ」の利用者が、国土地理院の地形図上において道の種別を把握できるよう、現在、九州自然歩道のルートと重なって表示されている箇所に係る表示方法を改善するとともに、「ハイカーズマップ」のルートの色などについても、各県が統一した表示にするなど、利用者にとって分かりやすいものとする。
- ② 九州自然歩道ポータルサイトのサイト内の掲載情報を確認できるサイトマップを作成すること。
- ③ 九州自然歩道ポータルサイトの情報提供内容について、「長距離自然歩道を歩こう」へのリンク設定や動作環境の説明の掲載を含め、利便性向上について検討すること。

3 ビジターセンターの休憩・避難機能等の充実

九州地方環境事務所は、ビジターセンター利用者の利便向上及び安全確保等を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① えびのエコミュージアムセンターにおいては、利用者の利用実態に合わせた休憩施設の充実に努め、館内に休憩スペースを確保し、その休憩スペースにペレットストーブの配置を検討すること。
- ② 長者原ビジターセンター及びえびのエコミュージアムセンターのように、周辺に不特定多数の人を収容できる公共施設がなく、登山利用者の起点となっているビジターセンターについては、通信機器を含めて災害時等に稼働させる必要がある機器の非常用電源を確保することを検討すること。

○ 「ハイカーズマップ」の表示改善については、平成 26 年 4 月における国土地理院のデータ形式の変更への対応に合わせてサイト更新を行うため、現在、本省に対し予算を要求しているところである。また、サイト更新に当たっては、ハイカーズマップの表示方法の改善のほか、各県で不統一となっているルートの色の統一を検討する予定である。

○ 当事務所では、平成 26 年 5 月に、九州自然歩道ポータルサイトのサイト内の掲載情報を確認できるサイトマップを作成した。

○ 当事務所では、平成 26 年 5 月に、九州自然歩道ポータルサイトの情報提供内容について、利便性向上についての検討を行い、「長距離自然歩道を歩こう」へのリンク設定や動作環境の説明の掲載を行った。

○ 当事務所において、平成 26 年 5 月に、えびのエコミュージアムセンターにおけるいす・テーブルの設置、休憩スペースの設置及び同スペースにおけるペレットストーブ等の暖房器具の配置を検討した結果、既にベンチ等が整備されており、これまで特段利用者からの要望も聞かれていないことから、十分な休憩機能は有していると判断したところであるが、指摘を踏まえ、今後も引き続き利用者の利便向上に配慮し、主に聞き取りによる利用状況や要望の把握に努めることとする。

○ 当事務所において、周辺に不特定多数の人を収容できる公共施設がなく、登山利用者の起点となっているビジターセンターについては、通信機器を含めて災害時等に稼働させる必要がある機器の非常用電源を設置することとした。非常用電源は、(目) 国立公園等維持管理費 (目細) 船舶及機械器具費での購入となるが、現在の示達額では不足していることから、今後環境本省に予算の追加を要望していく予定である。